

(平成 26 年 5 月 30 日)

1 優先順位の考え方

◎県内の課題への対応

- 広島県内の医療確保・向上にとって喫緊の課題や、同種の事業の要望が多くの地域で見られるなど、緊急性の高い事業
 - ・ 地域連携
 - ・ 在宅医療
 - ・ 人材育成・確保 (例) 看護職員確保
- 事業効果がより広域にわたる事業
- 2025 年度問題への対応など、長期的な視点に立った事業

◎他県との優位性の確保

- 広島県医療界の強みを活かした事業
- より多くの団体・分野等と連携する事業
- 全国のモデルとなり得るなど、波及効果の高い事業

◎事業実施

- 実現可能性の高い事業
- 公共・公益性の高い事業
 - (例)
 - ・ 事業主体が民間の場合を優先
 - ・ 通常の運営経費については対象としない
 - ・ 土地取得など事業者の資産形成につながるものは対象としない
- 医療費の効率的な使い方に資する事業
- 事業効果が長期間にわたり見込まれる事業

◎その他

- その他専門的あるいは学術的な観点から極めて独創的かつ著しく事業内容が優れていると委員会が認めるもの

2 補助率・補助額の考え方

- 全額公費負担もあり得るが、限られた財源の中で、自己負担をお願いすることがある。
- 類似の補助事業がある場合は、その基準額及び補助率を適用
 - ただし、広島県内の医療確保・向上にとって、重点施策として実施する事業については、個別に検討